各位

会社名 テックポイント・インク (Techpoint, Inc.)

代表者名 最高経営責任者兼取締役社長 小里 文宏 (コード番号:6697東証グロース)

問合せ先 株式会社テックポイントジャパン 代表取締役社長 近藤 浩(03-6205-8405)

<u>剰余金の配当金総額及び当社有価証券信託受益証券の受益者への分配金の単価決定に関するお知ら</u> せ (2025年度1回目の支払いについて)

当社は、2024年12月17日付「剰余金の配当に関するお知らせ」にて、有価証券信託受益証券(以下「JDR」といいます。) 剰余金の配当金総額及び一口あたりの分配金及び分配金総額が確定次第、開示することをお知らせいたしました。

本日、下記の通り、1月31日を基準日とする配当金支払いに係る総額、JDR1口当たりの分配金及び分配金総額が確定しましたので、お知らせいたします。

記

1回目の配当金総額

: 4,674,115米ドル

1回目の配当金支払いに係るJDR-口当たりの分配金単価 : 37円 (米国所得税0%適用分)、33円 (米国所得税10%適用分)、32円 (米国所得税15%適用分)、26円 (米国所得税30%適用分)

国内居住者が米国資産(外国株式等)から生じる分配金や配当金を受領する際に課される米国における現地源泉税は、日米租税条約上の限度税率の適用要件を満たし、米国歳入庁が定める所定の手続を実施すれば、同条約に定める配当課税の限度税率(10%)を適用することができます。当社のJDRについては、当該所定の手続きに対応している口座管理機関(証券業者等)を通じて受益権を保有し、口座管理機関に対してご自身の米国源泉税率情報を受託者に提供することに同意した、適用要件を満たすJDRの保有者につき限度税率を適用しています。従って、複数の口座管理機関を跨いで保有しているJDRの保有者は、各口座管理機関の対応状況によって、1口あたりの分配金単価が案分計算される可能性があります。尚、保有する当社のJDRに係る口座管理機関の対応状況を確認されたい投資家は、ご自身の取引先口座管理機関(証券業者等)にお問い合わせください。適用要件を満たさない国内居住者の保有する本JDRの分配金には、米国において30%の現地源泉税を適用しています。

1回目の配当金支払いに係るJDRの分配金総額 : 246,020,920円

なお、配当の内容につきましては、2024年12月17日付「剰余金の配当に関するお知らせ」をご参照願います。

	配当金・JDRの保有者に対する分配金 (2025年12月期)		直近の 配当	前期実績	
				(2024年12月期)	
	1回目	2回目	予想	1回目	2回目
基 準 日	2025年1月31日	確定次第開示 (2025年の第2 四半期中の開示 を予定)	_	2024年1月31日	2024年6月28日
1株当たり配当金 (米ドル建て)	0.25米ドル (注 1)	0.25米ドル (注1)	_	0.25米ドル (注 1)	0.25米ドル (注1)
1 JDR当たり分配金 (円建て)	税率 0%:37円 税率10%:33円 税率15%:32円 税率30%:26円 *今回開示*	確定次第開示 (注2)		税率0%:37円 税率10%:33円 税率15%:31円 税率30%:26円 (適用米国所得税 率による)	税率0%:39円 税率10%:35円 税率15%:33円 税率30%:27円 (適用米国所得税 率による)
配当金・分配金総額	配当金総額: 4,674,115米ドル 分配金総額: 246,020,920 円 *今回開示*	確定次第開示 (注2)	_	4,603,491.00 米ドル 227,875,994円	4,626,872.50 米ドル 253,360,512円
配当金・分配金の支払 開始日	配当金支払開始: 2025年2月14日 分配金支払開始: 2025年3月31日 (目途) (注3)	確定次第開示 (注3)	_	配当金支払開始: 2024年2月15日 分配金支払開始: 2024年3月28日	配当金支払開始: 2024年7月18日 分配金支払開始: 2024年8月30日
株主への配当の原資	利益剰余金	利益剰余金	_	利益剰余金	利益剰余金

- (注1) JDRの保有者に対する実際の円貨分配金額は、米ドル建て普通株式配当金を単純に円換算した金額とは異なります。計算の詳細は(注2)をご参照ください。
- (注2) 株主(信託受託者を含みます。)への配当は、上記の通り1株当たり0.25米ドルを予定しており、信託受託者は、受領した当該配当金から米国における源泉所得税を控除した後の金額を円貨に変換し、変換された円貨総額から分配金支払いに関する手数料を控除した残額を、JDRの総口数で除す方法により信託分配単価(1円未満の端数は切り上げます。)を算出し、これを基準として算出する信託分配額から日本における源泉所得税(所得税については二重課税調整が行われます。また、地方税を含みます。)を控除した残額を、JDRの保有者に分配します。分配金支払いに関する手数料は、変換された円貨総額を本有価証券信託受益証券の総口数で除して得られる額のうち1円未満の端数に相当する額にJDRの総口数を乗じた額(消費税等が含まれます。)を上限とします。
- (注3) 株主(信託受託者を含みます。) への配当金の支払開始日は、①第1回目の配当金については、2025年2月14日 (米国太平洋時間)でした。②第2回目の配当金については2025年の第3四半期中の取締役会が別途決定する日を予定しております。①第1回目の配当金を原資とするJDRの保有者に対する分配金の支払開始日は、2025年3月31日(日本時間)を予定しております。なお、2025年に支払われることが検討されている配当を含む将来の配当の決定及び基準日と支払日の設定は、当社取締役会の最終承認と当社の決定によります。当社の取締役会は、その裁量により該当する支払日の前に配当金の支払いを取り消す権利を留保します。